

特集1

死刑廃止を考える

日本における死刑廃止、死刑執行停止についての議論の現状

- I はじめに
- II 死刑制度に関する日弁連の基本的立場とこれまでの活動
- III 死刑の現状
- IV 日本における死刑廃止、死刑執行停止の可能性
- V 現実的な議論を一死刑廃止と終身刑導入についての議論
- VI 結語



第二東京弁護士会会員

小川原 優之

Ogawara, Yuzo

I はじめに

本稿では死刑制度に関する日弁連の基本的立場とこれまでの活動について述べ、死刑の現状について紹介したうえで、日本における死刑廃止、死刑執行停止の可能性について検討し、死刑廃止と終身刑導入についての多様で現実的な議論が必要であることについて述べる。

II 死刑制度に関する日弁連の基本的立場とこれまでの活動

1 人権擁護大会宣言（2011年）

日弁連は、2011年10月7日、第54回人権擁護大会において「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」を採択した。

これは、①死刑がかけがえのない生命を奪う非人道的な刑罰であること、②罪を犯した人の更生と社会復帰の観点から見たとき、死刑が更

生し社会復帰する可能性を完全に奪うという問題点を内包していること、③裁判は常に誤判の危険をはらんでおり、死刑判決が誤判であった場合にこれが執行されてしまうと取り返しがつかないことなどの理由から、死刑のない社会が望ましいことを見据えて、死刑廃止についての全社会的議論を直ちに開始することを呼びかける必要があるとしたものである。

また、この宣言は、ヨーロッパの諸国が、犯罪被害者を手厚く支援し、かつ死刑を廃止していること、人権を尊重する民主主義社会にとって、被害者の支援と死刑のない社会への取組はいずれも実現しなければならない重要な課題であることを指摘している。

さらに、宣言は、死刑に代わる最高刑として、現行法の10年を経過すれば仮釈放が可能である無期刑とは別に、仮釈放のない終身刑（恩赦制度の抜本的な改善を含む。）等についても議論がなされるべきであり、十分に納得のできる死刑に代わる最高刑の提起を伴って死刑廃止を議論すれば、死刑についての国民意識も変わ

り、世論調査の結果も変わり得ると述べている。

2 死刑廃止検討委員会の設置と活動

日弁連は、この宣言を実現するための委員会として、2012年に死刑廃止検討委員会を設置し、法務大臣に対する死刑執行停止要請活動、国会議員・法務省幹部・イギリス大使などEU関係者（EUは日本に対し死刑廃止・死刑執行停止を求めている）・マスコミ関係者・宗教界との意見交換、海外調査（韓国、アメリカテキサス州・カリフォルニア州・イリノイ州の死刑及び終身刑の調査）、政府の世論調査に対する日弁連意見書の発表、死刑廃止について考えるためのシンポジウムの開催、市民向けパンフレットの発行など様々な活動を重ねてきた。また各弁護士会・各弁護士会連合会においても、死刑制度について検討するための委員会などが設置され、その数は30にのぼり（2015年5月現在）、各地で死刑をテーマにしたシンポジウムが開催され、死刑の執行に抗議する会長声明なども数多く出されている。しかし、日本における死刑の執行は現在も続いたままである。

III 死刑の現状

1 国際社会における死刑

アムネスティ・インターナショナルの報告によれば、2014年12月末日現在、法律上及び事実上の廃止国数¹⁾は140カ国、日本を含む死刑存置国数は58カ国であり、法律上または事実上の死刑廃止国の数が世界全体に占める割合は約70%である。しかも実際に死刑を執行した国はさらに少なく、2014年の死刑執行国は22カ国で、2013年と同数であった。

また、2014年12月18日、第69回国際連合総会

において、「死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止」を求める決議が、過去最高数である117カ国の賛成により採択された。同決議は、死刑制度を保持する国々に対し、死刑に直面する者の権利を保障する国際的な保障措置を尊重し、死刑が科される可能性がある犯罪の数を削減し、死刑の廃止を視野に死刑執行を停止することを要請するものである。

いわゆる先進国グループであるOECD（経済協力開発機構）加盟国34カ国のうち、死刑制度を存置している国は日本、アメリカ、韓国の3カ国のみである。しかし、韓国は死刑の執行を17年以上停止している事実上の死刑廃止国である。また、アメリカは50州のうち19州が死刑を廃止し、制度としては死刑を存置している31州のうち、4州では州知事が死刑の執行停止を宣言しており、実際に死刑を執行したのは2014年には7州のみである。したがって、死刑を国家として統一して執行しているのは、OECD加盟国のうち日本だけなのである。

日本は、国連の国際人権自由権規約委員会（1993年、1998年、2008年、2014年）や拷問禁止委員会（2007年、2013年）から死刑廃止の勧告を受け続けているが、死刑の執行を繰り返している。

このように死刑の廃止が国際的な潮流であることは明らかであり、死刑の執行を繰り返す日本は、国際社会の動きに逆行しているのである。

2 日本における死刑

日本では、2007年9名、2008年15名、2009年7名、2010年2名、2011年0名、2012年7名、2013年8名、2014年3名、2015年1名（6月25日現在）と死刑の執行が繰り返されている。しかし日本でも2011年には死刑の執行はなされなかったのであり、様々な要因によるものではあるが、日

1) 10年以上死刑の執行のなされていない国を事実上の死刑廃止国としている。

本においても死刑の執行停止が事実上可能であることを示すものである。

また、裁判員裁判の死刑判決が東京高裁で破棄され無期懲役とされた強盗殺人事件2件について、最高裁は2015年2月3日付けで、検察、弁護側双方の上告を棄却する決定をした。これにより裁判員裁判の死刑判決を控訴審が破棄し無期とした判決が確定することになった。これは裁判所においても、死刑判決を抑制する動きがあるものと評価しうる。

日本の死刑確定者数は、2015年4月現在、130名おり、そのうち再審請求をしているのは94名、恩赦を出願しているのは27名(27名中24名は同時に再審請求している。)と報告されている。しかし、多くの死刑確定者が弁護人のいない状態での再審請求を強いられており、緊急の課題として、死刑確定後の再審請求にかかる法律扶助事業や国選弁護制度の必要性が指摘されている。

IV

日本における死刑廃止、死刑執行停止の可能性

1 世論調査の変化

これまで述べてきたように国際社会からの度重なる勧告、日弁連などによる死刑執行停止要請にもかかわらず、日本政府は死刑の執行を繰り返している。その最大の理由とされているものが、世論調査の結果によれば80%以上の国民が死刑を支持しているとされていることであるが、最近の世論調査の結果によればこの論拠を揺るがすような動きがある。

2 2014年の政府による世論調査の結果

(1) 2014年11月に実施された政府による世論調査²⁾の結果が公表されたが、以下のような結果

であった。

【問2】 死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。

死刑は廃止すべきである	9.7%
死刑もやむを得ない	80.3%
わからない・一概に言えない	9.9%

【更問b2】 (「死刑もやむを得ない」と答えた回答者に対して) 将来も死刑を廃止しない方がよいと思いますか、それとも、状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよいと思いますか。

将来も死刑を廃止しない	57.5%
状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい	40.5%
わからない	2.0%

【問4】 もし、仮釈放のない「終身刑」が新たに導入されるならば、死刑を廃止する方がよいと思いますか、それとも、終身刑が導入されても、死刑を廃止しない方がよいと思いますか。

死刑を廃止する方がよい	37.7%
死刑を廃止しない方がよい	51.5%
わからない・一概に言えない	10.8%

(2) 「死刑もやむを得ない」(全体の80.3%)のうちの「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」(40.5%)を全体の割合に置き直してみると、 $全体80.3\% \times 40.5\% = 全体の32.5\%$ となる。これに「死刑は廃止すべきである」(全体の9.7%)を加えると、 $全体の32.5\% + 全体の9.7\% = 全体の42.2\%$ が廃止すべきあるいは廃止してもよいと考えていることになる。

他方、「将来も死刑を廃止しない」(57.5%)は $全体の80.3\% \times 57.5\% = 全体の46.1\%$ である。

2) 内閣府政府広報室「基本的法制度に関する世論調査」(2014年11月)

結局、将来も死刑存置派46.1% に対し、現在もしくは将来死刑廃止容認派が42.2%おり、その差はわずか4%にすぎない。

(3) また終身刑が導入されれば「死刑を廃止する方がよい」37.7% (終身刑派)、終身刑を導入しても「死刑を廃止しない方がよい」51.5% (死刑存置派)との結果になったことも極めて重要である。国民の意識は、単純に死刑存置が80%以上といえない。

ところでカリフォルニア州では、2012年に「死刑が仮釈放のない終身刑(受刑者から被害者遺族への賠償付き)か」が州民投票にかけられ、その結果は、死刑52%、仮釈放のない終身刑48%と接戦であった。日本でも、「仮釈放のない終身刑+受刑者から被害者遺族への賠償付き」と問えば、死刑存置派はもっと減り、終身刑派が増加し、もしかしたら逆転していたかもしれないのである。今回の世論調査によって示されている死刑制度に関する国民の基本的な意識は、日本も将来は死刑廃止があり得ることを示すものであり、この結果は極めて重要である。

3 袴田事件の再審開始決定の影響

日本では死刑が確定した後に再審によって無罪となった事件がこれまでに4件ある。免田事件(23歳で逮捕、再審無罪まで約34年6カ月)、財田川事件(19歳で逮捕、再審無罪まで約33年11カ月)、島田事件(25歳で逮捕、再審無罪まで約34年9カ月)、松山事件(24歳で逮捕、再審無罪まで約28年7カ月)のいずれも、日本の刑事裁判の手続では再審無罪判決を得るまでに信じられないほど長時間を要している。

これらは1980年代に再審が開始されており、今から30年も「昔」の話である。当時、死刑制度を見直すべきではないかという議論に対し、「誤判のないように最大限の努力をするべき」ではあるが、誤判はどの刑罰にも可能性としてあり得るのであり、死刑についてだけ廃止を主

張するのは短絡的である、との反論があった。しかし、死刑の場合には、懲役など他の刑罰のえん罪・誤執行とは質が全く異なる。自分の身に置き換えて考えてみればすぐわかることであるが、自分がえん罪で逮捕され、死刑を誤執行されるのと、懲役を誤執行されるのでは、全く違う。懲役の誤執行ならば、時間をかけて再審裁判を争い、無罪を勝ち取れば刑事補償がもらえる。しかし、死刑の場合には、いつ執行されるかもわからない日々を過ごし、執行されてしまえばそれでもうどうしようもないのである。

この状況は、4件の再審無罪から30年経過した「今」も全く同様である。2014年に袴田事件(30歳で逮捕、再審開始決定で釈放されるまで約48年)の再審開始決定が大きく報道されたが、検察側の即時抗告の結果、まだ審理は続いている。また飯塚事件では、無実を主張し、再審請求の準備中であつたにもかかわらず、死刑確定からわずか2年で2008年には死刑が執行されてしまった。第2、第3の袴田事件、飯塚事件を出さないためには、「誤判のないように最大限の努力をする」だけでは到底足りないであり、弊害の明らかな死刑制度そのものを廃止するべきではないかとの議論が起こっているのである。

V 現実的な議論を一死刑廃止と終身刑導入についての議論

1 終身刑の問題点について

終身刑にはもちろん問題も数多くある。日弁連は『「量刑制度を考える超党派の会の刑法等の一部を改正する法律案(終身刑導入関係)」に対する意見書」(2008年11月18日)において、「当連合会は、無期刑受刑者を含めた仮釈放のあり方を見直し無期刑の事実上の終身刑化をなくし、かつ死刑の存廃について検討することなしに、刑罰として新たに終身刑を創設するこ

と（量刑議連の『刑法等の一部を改正する法律案』）には反対する。」との意見を發表している。

一般的に、終身刑は非人道的であり、終身刑受刑者は処遇困難であることが指摘されている。しかし、実際の絞首刑と比較してみれば、終身刑と絞首刑とどちらが「非人道的」かは、自分が執行される身になってみれば、明らかである。また処遇困難だと言っても、処遇を人道的に改善する工夫の余地はあり得る。現在は全く機能していない恩赦制度についても、改善の余地はある。一旦言い渡された仮釈放のない終身刑を一定期間経過後に見直す制度も考える。終身刑については、コストの問題も指摘されている。死刑を廃止して終身刑を導入すれば、コスト高になると言うのである。しかし、この意見は、現在の死刑確定者が拘置所の単独室で収容されていること（コストが高くつく）、他方仮釈放のない終身刑の場合は刑務所で集団処遇になること（コストが安くなる）を全く無視しており、実証的なコスト計算とは言えない。死刑確定者の平均拘禁期間（執行まで）の単独室での個別処遇のコストと終身刑の平均拘禁期間（死亡まで）の共同室での集団処遇のコストを、条件設定したうえで比較すれば、終身刑の方がむしろコストは安いという意見もある。

2 「重無期刑法案」について

また、超党派の「死刑廃止を推進する議員連盟」（会長・亀井静香衆議院議員）が、「死刑には慎重の上にも慎重な対応が必要」との立場から、終身刑に当たる「重無期刑」を創設する法案（死刑判断慎重化法案（仮））を国会に提出する方向で調整していることが報道されている³⁾。法案は、死刑と無期刑の間中間刑として、仮釈放を認めない重無期刑を創設し、死

刑判決は裁判官と裁判員の全員一致の場合に限定することが柱となっており、亀井氏は取材に対し「いきなり死刑廃止に持っていくのは難しい。重無期刑を一里塚として、廃止の流れをつくっていく」と語ったとされている。

3 死刑を減らすための終身刑導入

死刑判決を減らすための終身刑導入も、刑事弁護士から提言されている。命を奪わない選択肢としての終身刑導入であり、熱心に死刑事件の弁護に取り組んでいる弁護士から、「死刑を少しでも減らすことができるのであれば、やはり終身刑の導入というのは考えた方がいい」、「死刑を残したまま終身刑をまず導入しようじゃないか……その考えのもとにあるのは、やっぱり命は何よりも大切なものだということです」との意見が述べられている⁴⁾。

VI 結語

このように死刑と終身刑をめぐる議論は極めて多様である。日本では、立法による死刑廃止法案・死刑執行停止法案、司法による死刑違憲判決が当面期待できない状況の中で、行政による死刑の執行が繰り返されている。このような中で、どのように死刑判決を減らし、また事実上の死刑の執行停止状態を作り出すのが現実的な課題となる。この課題を実現するためには、運動の主体として日弁連が極めて重要であり、また運動の内容としては、終身刑について正面から議論することが必要であると考え。

今こそ、死刑廃止と終身刑導入についての多様で、現実的な議論が必要なのである。

3) 時事通信2014年10月27日

4) 大阪弁護士会死刑廃止検討プロジェクトチーム『終身刑を考える』（2014年、日本評論社）